

Comfort

カンフォート

つながり、支え合う
みやざきの
地域共生社会づくり



- 2 コロナ特例貸付後のフォローアップ支援
～「借りて終わり」ではない支援を目指して～
- 4 令和7年度収支予算書の概要
令和7年度事業計画の概要
- 5 皆様のあたたかいご支援を紹介します。
- 6 「広がり、助け合いの輪!みやざき交流集会」開催
- 7 民生委員・児童委員の活動を見学
宮崎県社会福祉法人経営者協議会の活動紹介
- 8 「心豊かに歌う全国ふれあい短歌大会」
～令和7年度 作品募集が始まります～
シニアインターンシップ事業のご案内
- 9 身寄りのない単身高齢者の支援に向けた
体制整備について
- 10 令和6年度福祉人材定着支援セミナーを
開催しました。
福祉人材の確保・資格取得に貸付制度を
活用しませんか
～返還免除適用のある貸付制度～
- 11 令和7年度 社会福祉経営支援セミナー
年間計画のご案内
共同募金による助成事業を募集します
- 12 令和6年度 赤い羽根共同募金運動への
ご支援・ご協力ありがとうございました

宮崎県社会福祉協議会
マスコットキャラクター
みふくちゃん



コロナ特例貸付後のフォローアップ支援

「借りて終わり」ではない支援を目指して

新型コロナウイルス感染症は私たちの生活に大きな影響を与えました。国では、令和2年3月から令和4年9月まで収入が減少した世帯の生活を維持するために生活福祉資金特例貸付（以下、コロナ特例貸付）を実施しました。貸付終了から約2年半がたった今、継続的な支援の必要性と県内の取組を見っていきます。



数字が語る支援の成果とその先の課題

宮崎県では、2万5599件のコロナ特例貸付が実施され、総額は98億3227万円に達しています。また、返済が難しい方のために設けられた免除制度では、これまでに1万2956件（令和6年11月時点）の免除が認められています。これは、貸付件数の約半数にあたる件数です。

免除が必要なケースがこれほど多いことは、支援の重要性を示す一方で、生活再建が進まず苦境が続いている方の多いことがうかがえます。

だからこそ、これまでこの制度が果たしてきた「単なる金銭的支援に留まらず、利用者の生活を立

て直し、自立へとつなげる支援」が重要となります。そのためには、すでに免除された方を含めた貸付後の支援体制の充実が求められています。

現場が直面した「ジレンマ」

コロナ特例貸付当時の市町村協会の現場では、急増する申請対応や国からの度重なる運用変更に対応する中で、従来の寄り添う支援を重視してきた社協職員が、書類審査のみで進める業務に「ジレンマ」を感じる場面も多くなりました。

自立への道を地域で支えるために

今後は、貸付を受けた方が経済的自立を果たせるよう、「フォローアップ支援」として地域で十

分な相談支援体制を整えることが求められています。「借りて終わり」ではなく、「借りた後の支援」を充実させることで、真に自立を支援する制度へと進化させることが重要です。誰もが安心して暮らせる宮崎を目指し、さらなる取り組みが期待されています。

このようなか、今回、小林市社協担当者に当時を振り返ってもらい、具体的な「フォローアップ支援」の取り組みについて取材してきました。

貸付から新たな支援へ

貸付当時は、簡素化した手続きにより利用者信頼関係を築くことができませんでした。しかし、複数回この制度を利用された方は自然に関わる回数が増え、月に

1回の※1フードパントリー事業（子育て世帯向け）や※2フードバンク事業（子育て世帯以外）がさらにつながりを続けるきっかけとなっています。また、食糧支援事業を通じて、免除した利用者に関わりをつくり直したり、利用者からさらに貸付を求められた際に新たな支援として提供できたりしています。

たとえば、電話や郵便で免除申請の案内をしたときに気になる世帯には、食糧支援事業も一緒に案内しています。

月に1回でも関わりを続けるうちに、利用者が少しずつ心を開いていき、生活の困りごとを相談してくれるようになっていきます。継続的な関わりがあることで子どもが不登校であることなど家庭内の

担当者に聞きました!

小林市社協のフォローアップ支援 ～相談してもらえらるきっかけづくりを～



他の困りごとが見つかることもあります。その場合には、他の関係機関と連携しながら支援を進めています。

こうした支援の結果、生活保護につながったケースや新たな就職につながったケースもあり、生活困窮世帯への包括的な支援が実現しています。また、社協公式LINEをアウトリーチのツールとして活用し、子育て広場を案内することで、新たな接点を生み出しています。

これからの支援を見据えて

この貸付では、個人事業主の方など普段関わるできないような方と関わることができました。貸付後はそういった方に地域の社会資源として、支援する側で活躍してほしいと考えています。

しかし、きちんと返済できている方に対しては、どうしても支援の優先度が低くなり、継続した関わりを持っていません。

また、特例貸付の支援をする中で一部のみにしか支援が届いていないと感じることもあります。どの機関ともつながっておらず情報が届かない方に支援を届けられるよう考えていきたいです。

支援で大切にしていること

生活相談を受けていますが、解決するのはあくまで本人です。こちらで解決方法を教えるのではなく、一緒に考えて一緒に解決方法を見つけたいようにしています。また、相談することはとても勇気がいることです。

なので、相談しやすい雰囲気をつくるのが大切だと考えています。時には、『相談してくれてありがとう。一人じゃないよ』と伝え、相談してよかったと思える支援を心がけています。

※1フードパントリー事業…小林市の委託事業。小林市内在住の生活が厳しいと感じている方で18歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯向けの食料支援。

※2フードバンク事業…小林市社協の自主事業。小林市内在住で生活に困り、また原油価格・物価高騰によって支援を必要としている世帯向けの食糧支援事業。フードパントリーを利用している世帯は対象外。

令和7年度収支予算書の概要

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

(単位：千円)

	本年度予算額			前年度予算額			差引増△減額		
	収入	支出	当期末 支払資金残高	収入	支出	当期末 支払資金残高	収入	支出	当期末 支払資金残高
1 一般会計	3,388,050	2,558,631	829,419	3,555,112	2,463,053	1,092,059	△167,062	95,578	△262,640
A 社会福祉事業区分	781,401	552,269	229,132	797,594	553,811	243,783	△16,193	△1,542	△14,651
B 公益事業区分	2,608,241	2,010,554	597,687	2,756,222	1,910,546	845,676	△147,981	100,008	△247,989
C 収益事業区分	14,868	12,268	2,600	15,011	12,411	2,600	△143	△143	0
内部取引消去 (一般会計)	△16,460	△16,460	0	△13,715	△13,715	0	△2,745	△2,745	0
2 生活福祉資金関係会計	1,941,417	875,106	1,066,311	2,443,570	1,380,464	1,063,106	△502,153	△505,358	3,205
A 生活福祉資金会計	1,505,030	547,729	957,301	2,116,822	1,056,792	1,060,030	△611,792	△509,063	△102,729
B 要保護世帯向け不動産 担保型生活福祉資金会計	114,924	6,998	107,926	8,678	6,755	1,923	106,246	243	106,003
C 生活福祉資金貸付 事務費会計	320,288	320,288	0	316,828	316,828	0	3,460	3,460	0
D 臨時特例つなぎ資金会計	1,175	91	1,084	1,242	89	1,153	△67	2	△69
総合計	5,329,467	3,433,737	1,895,730	5,998,682	3,843,517	2,155,165	△669,215	△409,780	△259,435

企画課

TEL.0985-22-3145
FAX.0985-27-9003

令和7年度事業計画の概要

基本方針(要旨)

○本県においては、急速な少子高齢化の進行や人口減少、地域におけるつなごりの希薄化等を背景に、社会的孤立や引きこもり、虐待、生活困窮などの地域生活課題がますます複雑化・多様化しています。

○このような中、本会では、「第6次宮崎県社会福祉協議会活動推進計画(令和6年度～令和10年度)」に基づき、「つなごり、支え合うみやざきの地域共生社会づくり」を実現するため、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、行政をはじめ、多様な関係機関・団体等と連携・協働しながら、本県における地域福祉の推進に向けた事業展開を図ります。

○また、生活福祉資金の特例貸付に係るフォローアップ支援やみやざき安心セーフティネット事業等の相談支援を通じて、生活困窮者の生活再建と自立の支援に取り組みます。

○さらに、ますます厳しくなっている福祉人材の確保・育成・定着に向けて、福祉分野への就業促進、各種貸付制度による資格取得支援、社会福祉法人の経営支援、社会福

社従事者の資質向上等を総合的に進めます。

○加えて、近年多発し、激甚化している自然災害や各種感染症に備えて、本会の役割や事業継続計画(BCP)に基づき、災害時における円滑な被災地支援ができるよう、平時からの体制の充実・強化に取り組みます。

実施事業(柱)

- ①多様な主体の参加と協働による地域づくりの推進
- ②市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の支援と組織強化
- ③生活困窮者等の自立支援と権利擁護の推進
- ④良質な福祉サービスを提供する基盤づくりの推進
- ⑤災害時における福祉支援の充実
- ⑥宮崎県社会福祉協議会の基盤強化

詳細は、本会HPをご覧ください。



皆様のあたたかいご支援を紹介します。

宮崎県社会福祉協議会への寄附金

宮銀旧友都北会 様

贈呈日 令和6年5月20日 寄附金 6,763円

朝日生命労働組合 宮崎支部 様

贈呈日 令和7年3月10日 寄附金 114,500円
【31回目：総額 3,948,999円】



宮崎県児童福祉施設協議会への寄附金

九州労働金庫 宮崎県本部 様

贈呈日 令和7年2月19日 寄附金 300,000円



王神 様

贈呈日 令和7年3月5日 寄附金 2,000円

宮崎県内社協及び福祉施設等への物品寄附

宮崎銀行 様

贈呈日 令和6年4月
贈呈先 県内の児童養護施設、障害者施設 5施設
寄贈品 ミネベアミツFC ホームゲーム全試合共通招待券

九州納豆組合 様

贈呈日 令和6年7月10日
贈呈先 県内の児童福祉施設 141施設
寄贈品 「納豆」 3,273食分

宮崎県遊技業協同組合 様

贈呈日 令和6年9月30日
贈呈先 県内の高齢者施設 2ヵ所
寄贈品 「吸水土のう」 10箱415袋

一般社団法人生命保険協会 宮崎県協会 様

贈呈日 令和6年12月3日
贈呈先 社会福祉法人新富町社会福祉協議会
寄贈品 福祉巡回車両スズキアルト1台



一般社団法人宮崎県シラスウナギ協議会 様

贈呈日 令和6年12月
贈呈先 県内の児童養護施設 17ヵ所
寄贈品 「うなぎのかば焼き」 482尾【28回目 累計：15,394尾】

宮崎神宮 様

贈呈日 令和7年2月3日～4日
贈呈先 県内の養護老人ホーム、軽費老人ホーム、
ケアハウス、救護施設、保護授産施設 14ヵ所
寄贈品 「御神酒」 合計154本

「ふるさと愛の基金」への寄附

株式会社 cielo azul 様

贈呈日 令和6年9月20日 寄附金 20,000円

株式会社勉強堂 様

贈呈日 令和6年10月4日 寄附金 42,000円

一般社団法人生命保険協会宮崎県協会 様

贈呈日 令和6年12月3日 寄附金 300,000円



株式会社ダンロップフェニックスエンタープライズ 様

贈呈日 令和6年12月30日 寄附金 1,000,000円
【33回目：総額35,540,961円】

「ふるさと愛の基金サポーター」からの寄附

町川 安久 様 吉田 寿生 様
株式会社メモリード宮崎 様

たくさんの善意をお寄せいただき誠にありがとうございました

2024
「広がれ、助け合いの輪！」
みやざき交流集会」開催
Overall Concept【わとりぼちにしないまちづくり】



「広がれ、助け合いの輪！みやざき交流集会」は、「地域の困りごとを一つでも解決したい」という思いのもと、世代や所属、また、制度や分野などに縛られず、様々な活動を行っているもの同士が気軽につながれるネットワークを作るため2019年度から始動し、今回で6回目の開催となります。

そこから派生して「福祉にまつわる井戸端会議」として令和3年度からスタートしたのが、Branch Meetingです。

Branch Meeting

今年度は、「ひとりぼちにしないまちづくり」をコンセプトに、地域でできることを3回シリーズで考えてきました。地域の困りごと解決のために尽力されているゲストをお招きし、各回テーマでの日頃の活動や実践事例についてご紹介いただき、参加者と意見交換を行いました。

■ 第1回 「移動支援」

《ゲスト①》高齢者等の居場所への参加を移動面でサポートする「かななみおでかけサポート」

▼静岡県函南町社協 芹澤氏

▼かななみおでかけサポート 下郷氏

▼かななみ暮らしの応援隊 秋山氏

《ゲスト②》生活支援と一体的に提供される

る付き添い支援やサロン送迎を行っている「マイカー移動支援」

▼長野県長野市社協 野口氏

■ 第2回 「子どもの学習支援・生活支援」

《ゲスト①》次世代を担う青少年が家庭環境などに左右されることなく、等しく将来への夢を描くことができるよう支援する「栗東生活支援協議会（ふるさと生活サポート応援隊）」

▼滋賀県栗東市社協

伊丹氏、太田氏、中沢氏

《ゲスト②》全ての子どもが、食事や教育機会など、育つために当たり前にあるべき環境が得られるための「無料学習支援活動をはじめとする児童への生活支援活動」

▼埼玉県三芳町社協 小沼氏

■ 第3回 「地域の居場所づくり」

《ゲスト①》市内の店舗やお寺を会場としてお借りし、大画面のゲームやイラスト、読書などを思い思いに楽しめる場所 [igocoti]

▼北海道苫小牧市社協 千寺丸氏

《ゲスト②》係員が不在で住んでいる場所や年齢に関係なく、だれでも利用できる屋内広場「だれでも広場」

▼群馬県渋川市社協 登坂氏

そして交流集会へ

Branch Meetingの総括として、令和7年1月29日に都農町で開催しました。
《実践報告》人と人がつながる多目的交流広場「SUZUKI HOUSE」

▼都農町社協 黒木氏

▼都農町れんげの会 河野氏

★「SUZUKI HOUSE」の概要★

活動のきっかけ

- 都農町社協事務局でれんげ食堂（子ども食堂）を実施
- ↓ 特定の人が利用できないことにモヤモヤ
- 開けた場所で交流できる場所が必要
- ↓ ガラス張りの良い物件があるから『居場所』にしよう

地域食堂+居場所

- 開所日：毎週水・金曜日
- 時 間：9時から15時
- 対象者：年齢を問わず、どなたでも活用内容：好きなことをして過ごす（おしゃべり、読書、テレビ鑑賞等）
- 地域食堂：400円

SUZUKI HOUSEとの連携・協働

- ツノスポーツコミッション
- 都農町国民健康保険病院
- 宮崎大学学生
- 地域おこし協力隊等

- 勝手に広がるつながり・活動
- 利用者同士でスポーツ観戦へ
- 利用者と一緒にの会で遠足へ
- 一緒に犬の散歩へ
- 子どもの遊び場にも…

- オシャレな場所
- ゆっくりできる

- Wi-Fi
- YouTube
- マッサージ機
- ちまっと何か食べられる空間がよい
- 活動のポイント
- 相手も自分も楽しむこと
- YouTubeを活用した地域活動の発信
- 勝手に広がる利用者同士の新たなつながり

《トアレントタイム&アクション会議》

アドバイザーである九州大学大学院の高野教授により実践の深堀を行った後、参加者を含めた意見交換を行いました。

意見交換では、協働や情報発信等、実践を広げていくための具体的なポイントについて共有し、高野教授から、「自分たちの周りで暮らしている多くの方々に巻き込んでいくような伝え方が大事であり、どこかつながれば活動は広がっていく」、「できることがあればやるよ」と言ってくれる人は必ずいる、「活動を次の世代につなげるため、子どもたちの親世代である中高年の方々との関わりを大切に」とのアドバイスをいただきました。

参加者からは、「自分が楽しんで、人も楽しむ活動を継続したい」、「地域の居場所を作りたい」、「移動支援にチャレンジすることになりました」などの声が聞かれ、「ひとりぼちにしないまちづくり」に向けて、それぞれがヒントを得たようでした。



民生委員・児童委員の活動を見学



5月12日は
「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員は、民生委員法または児童福祉法に定められており、民生委員推薦会の推薦等を経て、厚生労働大臣に委嘱された非常勤の地方公務員です。

給与はなく、一定の活動費が支給され、ボランティアとして地域住民の身近な相談相手となり、社会福祉に関する情報提供を行うなど、専門機関との「つなぎ役」の役割を担っています。



詳しくは全国民生委員児童委員連合会ホームページをご覧ください。

本県の定数は、市町村の区分に応じた基準に基づき、2,613名（令和6年3月4日施行）と定められています。

すべての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに置かれる「民生委員児童委員協議会」（民児協）に所属しており、日々の委員活動のため、定期的に会議（定例会）を行い、委員同士や行政・社会福祉協議会などの関係機関との情報共有を行っています。

県民の方々に民生委員・児童委員の役割や活動内容を知っていただくため、「民生委員・児童委員候補者育成事業」として、県内4か所の民児協で行われた定例会を見学いただき、現任の民生委員・児童委員との意見交換を行いました。

見学者からは、「これまで民生委員・児童委員と関わる機会がなかったため、どのような活動をしているのか知りたいと思った」「子育てをする中で地域の方に支えられたので、自分もなにか関われないかと考えている」など見学希望の理由をお話しいただきました。見学や意見交換を終えて、「民生委員・児童委員になりたい」とお話しくださる見学者もいました。



延岡市南方東地区



宮崎市大宮地区



都城市高崎地区



日南市南郷地区

民生委員・児童委員は、3年ごとに一斉改選が行われます。次回は令和7年12月1日付けで改選されるため、各地区で推薦の準備が進められています。活動内容に興味のある方は、お住まいの市町村や民児協にお問い合わせください。

宮崎県社会福祉法人経営者協議会の活動紹介

宮崎県社会福祉法人経営者協議会 *略称「経営協」

現在、県内156の社会福祉法人で構成されています。

主な活動

★経営協セミナー

国の動きなどをいち早くお伝えるセミナーを開催。
（年3回、内2回は全国経営協との共催）

★経営相談

法人経営のお悩みを弁護士、税理士、社労士に相談できます。

★要望活動

毎年、7月に国及び県に対し予算・政策要望を行っています。

*この他、令和6年度は、10月に本県選出国會議員に対し「福祉従事者の賃上げ並びに物価高騰対策支援にかかる緊急要望」を、12月には宮崎県知事に対し「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金にかかる介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等」へのエネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を要望しました。

★経営青年会

50歳以下で構成する青年会！次世代を担うリーダー育成に取り組んでいます。



経営協セミナーの様子



県への要望活動の様子

入会に関するお問合せ

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 施設支援課
TEL：0985-22-3380 FAX：0985-23-3160

「心豊かに歌う全国ふれあい短歌大会」 ～令和7年度 作品募集が始まります～



募集期間

6月1日～7月31日 (当日消印有効)

応募資格

【要介護・要支援高齢者の部】

*60歳以上で、現在、軽費老人ホーム、介護保険施設（特別養護老人ホーム等）等に入所されている方、又は訪問介護・通所介護・通所リハビリテーション等の居宅サービスを利用されている方

【介護者の部】

*高齢者を介護している又は介護の経験のある家族の方、高齢者を介護している施設職員及びボランティア等の方、医療・介護を学んでいる学生の方

選者

*現代歌人協会会員 伊藤 一彦 氏

歌集作成

*応募者全員の歌（一人一首）を掲載した短歌集「老いて歌おう」を（有）鉦脈社にて刊行・販売

応募方法

*本会长寿社会推進センター、各市町村高齢者担当窓口、社会福祉協議会等に設置の応募用紙に、作品及び必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールで応募をください。*応募用紙は、本会ホームページからもダウンロードできます。

応募受付・問合せ先

*安心生活部 長寿社会推進センター
〒880-8515 宮崎市原町2-22
TEL 0985 (31) 9630 FAX 0985 (31) 9665
メールアドレス tanka@mkensha.or.jp
ホームページ <https://www.mkensha.or.jp/senior/>



シニアインターンシップ 事業のご案内

長寿社会推進センターでは、60歳以上の方が、NPO法人・ボランティア団体等の活動を体験する「シニアインターンシップ事業」を行っています。

昨年度は、延べ50名の方が体験され、参加者だけではなく団体からも喜びの声が聞かれました。

◆シニアインターンシップ対象者◆

県内在住の60歳以上の方

◆体験期間◆

年度内に通算3日以上10日以内
本会負担で傷害保険に加入します。

◆活動団体◆

健康づくりを行う団体や、地域貢献を行う団体など96団体のうち、活動体験ができる団体は64団体です。

◆本事業の「受入団体」も募集中◆

体験希望者を受け入れてくださる団体も募集中です。

登録された団体は、本会ホームページやガイドブック等で紹介を行い、助成金情報などもお知らせします。

また、団体活動の活性化を図るための研修会や、SNS研修会の案内も行っていきます。

詳しくは、長寿社会推進センターまでお気軽にご連絡ください。

ラーニングパーク



小中学生の放課後等や長期休業時の学習支援を行っています。

シニアとんとこ会



店舗もなくバスが通らない地区の、高齢者の買い物支援を行っています。

身寄りのない単身高齢者の支援に向けた体制整備について

身寄りのない高齢者の支援

人口構造及び世帯構成の変化、家族のつながりや地縁が希薄化し、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題となっております。

国においては、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現を目指しています。

このようなか、単身高齢者、生活困窮者を始めとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、身寄りのない単身高齢者の支援に向けた取組として、終活事業が進められています。

こんなことに困ってます



終活事業の概要

終活事業には、死後事務だけではなく、様々なサービスがあります。

- 日常生活支援サービス
 - ・ 買物支援、通院付添、日常的金銭管理 等

- 身元保証サービス
 - ・ 身元引受、入院費用・施設利用時の保障、手続代理、緊急時連絡対応、医療同意支援 等

- 死後事務委任サービス
 - ・ 死亡届申請代行、居室明け渡し、費用精算、死亡関連行政手続、ライフライン停止手続、葬儀、納骨、永代供養、残存家財、遺品処分 等

モデル事業の実施

国においては、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができるよう社会をつ

くっていくため、次のようなモデル事業が整備されています。

1 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種契約状況の確認等を行う「コーディネート」を配置した相談窓口を整備。

2 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がなく、民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。

本会における取組

令和5年度に市町村社協に対して、身寄りのない高齢者の支援に関する

アンケートを実施したところ「身寄りのない高齢者で将来に不安があるという相談があるか」「終活等の支援が必要か」という問いに対して、約6割の社協から「はい」と回答があり、県内における終活等の事業整備の必要性が再確認されました。

これを受け、県内における単身高齢者の支援を広く円滑に行うことを目的に、令和5年度に県内社協と外部有識者による検討委員会を発足させました。令和6年度は、検討委員会を3回開催し、他県での実施事例の共有や先進地社協との意見交換、今後の方針等について協議を行いました。

令和7年2月末時点で、2社協が実施に向けて動き出しており、1社協が実施の準備を進めているところです。本会としても、検討委員会の実施による意見交換や他県の事例を県内社協で共有するなど、県内における終活事業の整備に向けて取組を継続してまいります。

※本事業は、県共同募金会による県域助成事業として事業を実施しています。



令和6年度福祉人材定着支援セミナーを開催しました。

令和6年12月12日（木）に合同会社介護の未来 代表 阿部充宏 氏をお招きして、「福祉人材定着支援セミナー」を実施し、～元施設長の失敗談から人材を考える～と題して、人材定着につながる職場の雰囲気づくりのための様々な工夫や実践事例をお話いただきました。参加者からは「同じ悩みを持つ方が多く、共感が得られた。有意義な時間だった。」との感想が寄せられ、多様な人材を採用し、定着させるためのヒントを学べる機会になったのではないのでしょうか。今後も事業所支援のためのセミナーを開催予定としております。ぜひご活用ください。



下記（例：一部抜粋）の気になる項目を一緒に考えました

- 休みの取り方のルール平等ですか？（公休・有給） 仲違いをしている職員がいることを知りました。あなたはどうしますか。
 部下から辞めたいと相談されました。どうしますか。

令和7年度介護支援専門員実務研修受講試験のご案内

試験実施日 令和7年10月12日（日） **試験申込受付期間（予定）** 令和7年5月30日（金）から6月30日（月）（消印有効）

- **「受験の手引」配付期間（予定）** 令和7年5月30日（金）から6月30日（月）
- **「受験の手引」配付場所** 宮崎県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会、各市町村役場、各保健所、各福祉こどもセンター、児湯福祉事務所、西臼杵支庁など

※受験申込みには「受験の手引」が必要です。期間内に令和7年度版の「受験の手引」を上記配布場所にて入手し、必要書類を完備の上、申込期間内に提出してください。

問合せ先 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 ケアマネ試験事務局
TEL:0985-35-2590 8:30から17:00まで（土日祝日を除く）

福祉人材の確保・資格取得に貸付制度を活用しませんか

～返還免除適用のある貸付制度～



本会では介護及び保育の人材確保を目的として、国家資格の取得を目指す方や、新たに就職する方及び復職する方を支援するための貸付けを実施しています。

これらの貸付けは、**宮崎県内で一定期間働くと貸付金の返還が全額免除**になる制度です。貸付対象者や返還免除要件は貸付の種類により異なりますので、詳しくは宮崎県社会福祉協議会のホームページを確認いただくか、下記へお問い合わせください。

保育系の制度

- 保育士修学資金貸付
- 就職準備金貸付
- 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

介護系の制度

- 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付
- 福祉系高校修学資金貸付
- 実務者研修受講資金貸付
- 離職した介護人材の再就職準備金貸付
- 他業種からの就職支援金貸付

問い合わせ

宮崎県社会福祉協議会
福祉人材貸付相談室
TEL.0985-61-2424
ホームページはこちら



令和7年度 社会福祉経営支援セミナー年間計画のご案内

令和7年度の社会福祉経営支援セミナーの年間計画です。
お申込み方法や内容などの詳細は、本会ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

ホームページ
QRコード



労務管理コース 受講対象者：社会福祉法人及び介護保険事業所等の事務担当職員及び役職員			
講師 社会保険労務士法人金丸労務管理事務所 所長 金丸 憲史 氏 ほか			
No.	研修名	開催日	実施方法
101	労務管理研修Ⅰ	6/5 (木)	リモート
102	労務管理研修Ⅱ	6/12 (木)	
103	労務管理研修Ⅲ	6/19 (木)	
104	労務管理研修Ⅳ	6/26 (木)	
会計・財務管理コース 受講対象者：社会福祉法人の会計実務担当者及び管理者、その他希望される方			
講師 税理士法人アイビーパートナーズ 代表社員税理士 飯田 三和 氏・代表社員税理士 海野 理香 氏			
No.	研修名	開催日	実施方法
105	会計・財務管理研修 保育コース	7/8 (火)・7/15 (火)	集合
106	会計・財務管理研修 福祉施設コース	7/8 (火)・7/22 (火)	
107	会計・財務管理研修 決算実務	2/3 (火)	

※自然災害等により、研修を中止または変更する場合がございますので、予めご了承ください。

共同募金による助成事業を募集します

宮崎県内で、地域のために活動している「あなた」を応援します。

令和8年度事業

令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

1 健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり

- 高齢者の孤立を防ぐ活動への支援
- 地域でいきいきと元気に活動できる場の創出
- 民生児童委員・老人クラブへの支援
- 地域での「終活」のための支援

2 生きづらさを抱える子ども・若者とその家族の支援

- 孤独・孤立にある子ども・若者の居場所づくり
- こども食堂やフリースクールへの支援
- ひとり親家庭に対する支援
- ヤングケアラーへの支援

3 誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり

- 障がいのある人たちの就労への支援
- 多様で持続的な当事者活動への支援
- 新しい当事者活動の立ち上げ支援
- LGBTQ・外国ルーツの住民の地域への参加支援

4 生活に困難を抱えるさまざまな人々への緊急支援

- 経済的困窮にある人への食支援
- 住まいを失った人への居住支援
- その他、緊急支援活動の創出支援

助成基準額 上限額：50万円 下限額：10万円

(事業総額の1割以上は自己負担とします)

応募締切り 令和7年5月30日(金)まで [当日消印有効]

※その他詳細は「令和7年度共同募金県助成要望募集要項」を御覧ください。

令和7年度 中央競馬馬主社会福祉財団 助成金要望書を受付けます。

助成対象事業 ● 福祉車両、備品の購入 ● 増改築及び各種修繕工事など 詳しくは、宮崎県共同募金会のホームページを御覧ください。

令和6年度 赤い羽根共同募金運動への ご支援・ご協力ありがとうございました

**令和6年度
募金実績**
(テーマ型募金除く)

一般募金 (赤い羽根募金) 124,498,120円
歳末たすけあい募金 23,468,497円

令和6年度の共同募金は、多くの県民の皆さまに支えられ、10月1日から3月末日までを運動期間として、第78回目の運動を展開いたしました。

この間、県民の皆さまを始め各種団体など多くの方々のご協力、ご支援を頂きましたことに厚くお礼申し上げます。

皆さまからお寄せいただきました募金は、社会福祉協議会の地域福祉・在宅福祉事業、社会福祉施設の機能強化のため

の備品整備事業、社会福祉団体及びボランティア団体などへ助成する予定です。助成が終了しましたら、改めてご報告させていただきます。(※一部は災害等に備えるため、災害等準備金として積立。)

今後とも赤い羽根共同募金運動にご理解とご協力をお願い申し上げます。



県立都城泉ヶ丘高校生が運営のボランティアで参加
赤い羽根共同募金出発式 (都城市)



小学生を対象とした
「冬のボランティア体験」での募金活動
(小林市)

「トロントロン
軽トラ市」での
募金活動
(川南町)



県立飯野高校生による「道の駅えびの」での募金活動
(えびの市)



ご寄付いただき、誠にありがとうございました

宮崎ヤクルト販売(株)様より、令和6年度歳末たすけあい運動の協賛事業として「福祉ヤクルト」の売上げの一部を歳末たすけあい運動へ寄付いただきました。いただいた寄付金は、児童養護施設や障害児童施設等で生活している子どもたちへ、遊具等を贈呈するための購入費に充当させていただきました。ありがとうございました。

〈写真左より〉 宮崎ヤクルト販売(株) 取締役事業部長 児玉 彰 様
ヤクルトレディ 甲斐 順子 様
宮崎県共同募金会 副会長 横山 幸子 様
ヤクルトレディ 東 美鈴 様



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険
ホームページ)

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入れ替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



令和7年度 スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！

ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、 動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額			▶年額保険料(掛金)		
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	定員	基本補償(A型)	
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円	1~50名	35,000~61,460円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円	51~100名	68,270~97,000円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円	以降1名~10名増ごと	1,500円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円		
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円		
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円		
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円		
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円		
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度		
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円		

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所：1,300円
通所：1,390円

- ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償
- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
 - オプション2 ● 医務室の医療事故補償
 - オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
 - オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
 - オプション4 ● クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償 ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- 使用者賠償責任補償 ④ 雇用慣行賠償補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償



プラン4 法人役員等の補償 (役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03(3349)5137
受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03(3581)4667
受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)